◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　能越道　氷見第11トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　富山県氷見市宇波から姿地先

⑷　工事内容　トンネル本体工（ＮＡＴＭ）約Ｌ＝778m

⑸　工期　平成24年１月27日まで

⑹　使用する主要な資機材　セメント　約1,650ｔ（吹付けコンクリート）、生コンクリート　約11,100㎥（覆工、インバート、坑門）、鉄筋　約120ｔ（覆工、インバート、坑門）、鋼製支保工　約420ｔ、ロックボルト（Ｌ＝４m）約8,200本

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式に係る提案範囲は対象としない。

３）本工事においては、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。

４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21年度・22年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　北陸地方整備局（港湾空港関係除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。

⑸　平成７年度以降に元請けとして完成した、国、公団（旧道路関係４公団含む。）、都道府県、政令指定都市、市町村及び公益企業発注のトンネル工事で、下記１）から４）までの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が下記の施工実績を有すること。ただし、当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

１）ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。

２）内空断面積55㎡以上であること。

３）施工延長600m以上であること。

４）１）から３）は同一工事であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成７年４月１日以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる同種工事の現場に従事した経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる同種工事の現場に従事した経験を有していればよい。

ただし、当該経験が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　総合評価落札方式に係る技術提案が適正であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制を評価する。

２）技術提案に係る施工計画（技術提案の評価）

①　覆工コンクリートの品質向上対策の提案　トンネル本体の耐久性および将来の維持管理に影響がある覆工コンクリートの品質向上対策を提案として求める。

②　坑口部の掘削に伴う地滑り地形の動態観測・管理体制の提案　起点側（宇波側）坑口付近で地滑り地形が確認されており、坑口部においては慎重に施工することが重要であることから、的確に動態状況を把握できる動態観測及び適切な管理体制について提案として求める。

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す評価項目について評価し、施工体制評価点及び加算点を付与する（詳細は入札説明書による。）。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格